

承認工事でのお願い

承認工事の許可を受けて工事をするときには、次のことに注意してください。

- ①申請者は施行業者ではなく、発注者本人の申請としてください。
- ②着工届、完了届、写真の提出。
写真については、着工前、着工後、路床、路盤の出来形を提出してください。
(未提出の場合には、維持補修の負担をしてもらう場合があります。)
- ③縁石の低下延長は原則3.2～6.4m以内にとしてください。
- ④周囲との段差をできるだけ少なくしてください。
- ⑤完了時には職員の検査を受けてください。
- ⑥車両出入口の路盤構成は、特別な指示がある場合を除き下記のタイプで施工してください。

細粒度アスコン	・・・細粒度アスコン	T = 3.0 cm
アス安定処理	・・・アス安定処理	T = 5.0 cm
切込砂利	・・・切込砂利 (0～40 mm)	T = 20.0 cm
凍上抑制層	・・・凍上抑制層 (砂)	T = 22.0 cm

※店舗や大型車が出入りする場合又は、周囲の状況によってはこの限りではありません。

